

いじめ防止基本方針

いじめ問題の解決にあたっては、未然防止の取組を中心に早期発見、早期対応に向けた学校体制を構築することが重要である。そして、全国で発生したいじめ重大事件等を教訓に、教職員がいじめ対応の基本姿勢を共有し、いじめ防止に向けた新たな考え方で具体的な方策を講じる必要がある。

そこで、八王子市立第三小学校では、「いじめ防止対策推進法（25.9.28 施行）」と「八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R4.2 改訂版）」を受け、東京都教育委員会人権尊重教育推進校として、以下に示す方針、考え方で子供が安心して学べる学校づくりを組織的に進める。

1 第三小学校の基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり法的にも許されない。いじめはすべての子供の問題であるとの認識に立ち、いじめが起きにくい集団づくりに重点をおくとともに、いじめが発生した場合には、**いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い、組織で対応する。**

＜いじめの定義＞ 当該児童に対して、校内の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為で、当該児童が心身の苦痛を感じるもの（いじめ防止対策推進法第2条の要点）

2 いじめ防止に向けた基本的な考え方

- (1) 管理職・教職員が、いじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、子供を守ることができるのは、第一義に学校、教師であるとの強い決意と高い指導力で情報を共有し、日々の指導にあたる。**意識**
- (2) いじめの未然防止に向け、平素より子供の人間関係づくりや居場所づくりを進めるとともに、子供一人一人の自尊感情を高める指導について全教育活動を通じて行う。**全教育活動**
- (3) いじめの早期発見、早期解決、継続した見守りに向け、子供の実態把握や校内の（いじめ）相談体制の構築、保護者・地域・関係機関との連携について、組織として実効性のある取組を行う。**組織的対応**

3 具体的な取組

(1) 教員の指導力の向上

①教師の人権感覚を高める

- ・子供の人格を大切にするあたたかい言葉遣い、呼名、文章表現 *体罰の禁止
- ・あたたかいまなざし、穏やかな表情
- ・公平公正な姿勢
- ・個人情報、プライバシーの保護

②教師のいじめを見抜く目を養う

第三小学校版「いじめ対応のポイント」に基づき、年間を通じて職員会議や生活指導夕会等で子供の状況を組織として定期的に確認する活動を通して、いじめに対応する目や感覚を養う。

(2) 子供の集団づくり・・・集団に「支持的風土」をつくる

①子供の人間関係づくり *自己肯定感をはぐくむ

- ・社会的スキルをはぐくむ授業（学級活動（2））の実態を踏まえた実施（挨拶、自己認知、コミュニケーション・気持ち認知、切刀ツール、自己実現）

- ・自己有用感をはぐくむための年間をとおした異年齢集団活動の実施
- ・普遍的な視点、個別的な視点から各教科等を通して行う人権教育の推進
 - *集団内のいじめ傍観者を擁護者へ変えていく取組
- ・健全なリーダーの育成（正義感をもって集団をリードすることのできる子供の育成）

②子供の居場所づくり

- ・気持ちよく生活するための最低限の授業（生活）ルールの確立
- ・自分の思いや意見を話すことができる学級風土の確立

③子供の環境づくり

- ・授業を中心にした話し方、聞き方の指導（話し方・聞き方名人の学級掲示）
- ・他者への感謝の意を伝える「三小 心の木」（掲示）の実践

(3) 児童会活動の活用

- ・「三小人権週間（12月）」を活用したいじめ防止に向けた標語づくり、発表集会
- ・児童会によるいじめ防止に向けた宣言づくり

(4) いじめ防止強化月間（6月、11月、2月）の設定

- ・いじめアンケートの実施
- ・アンケート結果をふまえた担任または学年全体での指導
- ・人権ビデオによるいじめについて考える授業

(5) 朝会等を活用した校長や教職員からの指導

- ・第三小学校のいじめ対応に対する考え方、姿勢の周知
- ・法的な視点からのいじめ問題の指導
- ・学校公開時を活用した専門家によるネットいじめに関する指導
- ・SOSの出し方に関する授業を全学級で年間1時間実施。
 - ◎【いのちの日】「いのちの尊さ」に関する授業
 - ◎【自殺予防】SOSの出し方に関する授業

(6) 校内の相談体制の充実

担任、養護教諭、管理職等、すべての教員に、いつでも相談できることを子供に周知する他、スクールカウンセラーによる相談体制を整える。

①子供

- ・教育相談室の活用（毎週火曜日の中休み、昼休み）
- ・「ここにこポスト」の活用（教育相談室前のポストに相談の手紙を入れる仕組み）
- ・地域ボランティアによる「こっこや」の活用（毎週木曜日の中休み）

②教員

随時相談、火曜日の生活指導夕会に加え、スクールカウンセラーが勤務する火曜日に、次の情報共有の場を設け、必要に応じて担任が参加する。

- ・朝会議・・・管理職、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー
- ・昼会議・・・養護教諭、スクールカウンセラー
- ・夕会議・・・特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー

(7) いじめが発生した場合の基本的な対応

- ①当該の子供の話を十分に聞き取りながら、その不安や辛さ、苦しみ等の心情を理解し、改めて第三小学校の全ての教員で支えることを当該児童に伝える。保護者への連絡も随時行う。

特に「死ぬ」「消えろ」「殺す」などの、絶対に使ってはいけない言葉などを共有し、こうした言葉が出た時には最大級の感度で対応することを徹底していく。また必ず実物を確認する。

②全教職員間で情報を共有し、組織としての対応策を協議し確認する。

学校いじめ対策委員会 毎週火曜日に実施（校長、副校長、いじめ対策委員長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、登校支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、各学年生活指導部、その他必要に応じて招集、で構成する。児童についての情報共有をする。）

*この他、毎週火曜日の児童情報交換会（夕会）で全教職員と情報共有する。

特設いじめ対策委員会 管理職、いじめ対策委員長、生活指導主任、特別支援コーディネーター、関係者で必要に応じて開催し、対応策を検討する。

拡大いじめ対策委員会 学校運営協議会（PTA 会長、主任児童委員、民生児童委員、青少年対策委員会会長等）と兼ねて年8回実施し、児童の情報共有や対応策について協議する。

③直接関与している子供や状況を知りうる可能性のある子供一人一人から聞き取りを行い、事実確認を行う。必ず複数で聞きとり、必ずメモを取る。

④いじめに関与した子供への指導を担当、学年を中心に行い、状況に応じて管理職・いじめ対策委員長、生活指導主任も指導に加わる。

⑤当該の子供及びいじめに関与した子供の保護者に状況を説明する。

⑥当該の子供に対する謝罪を、いじめに関与した子供、および状況に応じて双方の保護者も含めて行う。

⑦当該の子供や保護者の意向を踏まえつつ、学級、学年、全校への指導を行う。

⑧謝罪をしたことで解決したと思わず、当該の子供の状況を全教員で継続的に見守る。

※いじめの状況、対応の状況等については、いじめ事実一覧に記載する。また、いじめ対策委員会で大人が強く介入する必要がある事案については、市教育委員会へいじめ認知報告書を提出し、連携して児童の抱える問題の解決を図る。

※いじめに関与した子供の状況が、指導後も改善されない場合には、再度保護者へ改善への協力を求めると共に、その子供の別室指導を検討する。暴力や恐喝等の事例に関しては、警察や児童相談所との連携も視野に入れる。

(8) 保護者・地域との連携と啓発の促進

第三小学校のいじめの状況やいじめ防止基本方針等について、保護者会、学校便り、ホームページ、学校評議員会等を通じて積極的に情報発信し、いじめ対応についての考え方を学校、保護者、地域が共有できるようにする。また、子ども見守りシート等を活用し、保護者との連携を密にし、いじめの早期発見に努める。

(9) 関係機関との連携

いじめの要因は様々であり、学校内外を問わず起き得ることを踏まえ、校内組織としての生活保健部や特別支援教育部を中心に子供関連機関や児童相談所との連携を図る。また、「いじめ対策委員会」を開催し、組織として迅速にいじめ問題の改善、解決を図る。

また、子供の間人関係を継続的に見ていくために、幼稚園や保育園、中学校などの異校（園）種間の情報連携を行う。

(10) 市教育委員会の基本的な方針（R4.2改訂版）を受けた、本校基本方針の改善

上記「基本的な方針」をいじめ対策委員会で共通理解を図り、学校評価の結果も踏まえて三学期に検討・改善する。

（平成 25 年 9 月 2 日作成） 一部改訂（平成 26 年 4 月 1 日） 一部改訂（平成 27 年 4 月 1 日）

一部改訂（平成 28 年 4 月 1 日） 一部改訂（平成 31 年 4 月 1 日） 一部改訂（令和 3 年 4 月 1 日）

一部改訂（令和 4 年 4 月 1 日） 一部改訂（令和 7 年 4 月 1 日）

三小 いじめ対応のポイント

- ◇いじめられている子供は本当のことは言わない。
- ◇教師が聞いても「大丈夫」という。アンケートにも何も書かない。
- ◇けんか、ふざけあい、からかい、いじめにつながる場合が多い。
- ◇本人や家庭の問題と捉えるといじめを見逃すことになる。

全国のいじめ重大
事件からの教訓

早期発見に向けた観察のポイント

<表情・態度>

- 挨拶しても返さない。
- 笑顔がなく沈んでいる。
- ぼんやりとしていることが多い。
- 視線をそらし、合わそうとしない。
- 無理にはしゃいでいる。
- 表情がさえず、ふさぎ込んでいて元気がない。
- 周りの様子を気にし、おどおどしている。
- 感情の起伏が激しい。

<身体・服装>

- 体に原因不明の傷などがある。
- けがの原因をあいまいにする。
- 顔色が悪く、活気がない。
- 寝不足等で顔がむくんでいる。
- ボタンが取れていたり、ポケットが破けていたりしている。
- シャツやズボンが汚れていたり、破けていたりしている。
- 服に靴の跡がついている。

<持ち物・金銭>

- かばんや筆箱等の学習用具が隠される。
- ノートや教科書、体操服等に落書きがある。
- 机や椅子が傷つけられていたり、落書きされていたりする。
- 作品や掲示物にいたずらされる。
- 靴や上履きが隠されたり、いたずらされたりする。
- 必要以上のお金をもっている。

<言葉・行動>

- 他の子供からの言葉かけが少ない。
- 「うざい」「気持ち悪い」「汚い」などの悪口を言われる。
- ぽつんと一人でいたり、泣いていたりする。
- 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。
- 教室に遅れて入ってくることが多い。
- 職員室や保健室の近くでうろろうしている。すぐに保健室に行きたがる。
- 人の嫌がる仕事をしている。
- 家から金品を持ち出す。

<遊び・友人関係>

- 遊びの中に入れない。グループで行う作業の仲間に入れない。
- 不快な言葉、いやな呼び方を友達からされている。
- 一緒にいる友達が急に変わる。教師が友達のことを聞くといやがる。
- 笑われたり冷やかされたりすることが多い。
- 特定のグループと行動を共にする。
- プロレスごっこ等に参加させられている。
- よくけんかが起きる。
- 他の人の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。

<教師との関係>

- 教師と視線を合わせなくなる。
- 教師との会話を避けるようになる。
- 教師と関わろうとしない、避けようとする。